

渋谷区成年後見支援センターのしおり

成年後見制度

知ろう 備えよう 広げよう



成年後見制度の相談はこちらまで

社会福祉法人 渋谷区社会福祉協議会

渋谷区成年後見支援センター

☎ 03-5457-0099



センターマスコットキャラクター
貢献にゃ〜こ

成年後見制度とは何でしょう？

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの精神上の障がいによって、判断能力が十分でない人の生活を支えるための制度です。



次のような場合は、まず成年後見制度を知りましょう！

- 銀行や保険の手続きが困難である。
- 難しい財産管理（居住不動産の売却、賃貸マンションの管理など）が心配である。
- 老人ホームの入所や病院の入院手続きが心配である。
- お金のトラブルがある、またはその恐れがある。
- 頼れる親族がないので将来に不安がある。



成年後見制度の情報発信

成年後見制度について説明したパンフレット「成年後見制度って、何ですか？」などを配布しています。また、出張講座や講師派遣などを通して、成年後見制度の情報発信を行っています。



たとえば、こんな時、あなたならどうしますか？

今すぐ後見人が必要な場合

- 親の認知症が進行し、医師から施設入所を勧められた。
- 親の預金口座からお金を引き出そうとしたら、銀行から家族であっても本人以外にはできないと言われた。
- 知的・精神障がいのある子どもがいる。自分が亡くなった後の事が心配である。

法定後見制度を利用！

- すでに判断能力に不安がある人のために、家庭裁判所が後見人を選びます。
- 本人や配偶者、4親等内の親族などが、家庭裁判所に申立てをすることができます。
- 申立て先は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所になります。
- 申立てをする人は、後見人候補者の希望を出すことができます。
- 法定後見制度は、本人の判断能力に応じて3つ（後見、保佐、補助）に分かれます。
- 後見人は、親族の他、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が多く選ばれています。また、身近な区民が後見人となる社会貢献型後見人（市民後見人）や法人が後見人に選ばれることがあります。

将来に備えたい場合

- 将来、認知症になったとき、預貯金の引出しや年金の受取りなどが心配である。
- 身体障がいがあり、高齢になって入院や施設入所が必要になったとき、自分の代わりに手続きをしてくれる人を決めておきたい。
- 頼れる親族がない。1人暮らしのため、老後に不安がある。

任意後見制度を利用！

第1段階（公正証書の作成）

- 現在しっかりしていて将来に備えたい人が、自分で後見人を選びます。
- あらかじめ、「誰に」「どんなことをお願いしたいか」決めておくことができます。
- 公証役場で契約書（公正証書）を作成する必要があります。

第2段階（家庭裁判所への申立て）

- 認知症などにより、判断能力が低下した場合に、本人や親族、任意後見人の予定者などが、家庭裁判所に申立てを行います。
- 家庭裁判所が任意後見監督人を選任してはじめて任意後見がスタートします。

